

窓口負担割合の見直し(2割負担施行)について

1. 窓口負担割合の変更について

令和4年10月1日から、後期高齢者医療の窓口負担割合が見直され、窓口負担割合が1割の方のうち、一定以上の所得のある方は、窓口負担割合が2割となります。

《令和4年10月1日以降の窓口負担割合の判定要件》

所得要件等			窓口負担割合	
現役並み所得者 ^{※1} に該当する方			3割(世帯全員)	
上記以外の方	世帯内のすべての被保険者 ^{※2} が、課税所得 28万円未満の方		1割(世帯全員)	
	上記以外の方	世帯の被保険者が1人の場合	「年金収入 ^{※3} +その他合計所得金額 ^{※4} 」が200万円未満の方	1割
			「年金収入+その他合計所得金額」が200万円以上の方	2割
	上記以外の方	世帯に被保険者が2人以上の場合	「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円未満の方	1割(世帯全員)
「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円以上の方			2割(世帯全員)	

※1「現役並み所得者」とは、課税所得145万円以上かつ収入額の合計が、383万円(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、520万円)以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。

なお「課税所得」とは、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等を差し引いた後の金額です。

※2「被保険者」とは、後期高齢者医療保険に加入している75歳以上の方と、65~74歳で一定の障害の状態があると広域連合が認定した方となります。

※3「年金収入」とは、遺族年金や障害年金以外の公的年金収入です。また、公的年金等控除を差し引く前の金額となります。

※4「その他合計所得金額」は、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

2. 被保険者証の交付・発送について

令和4年度は窓口負担割合が年度途中で変更となるため、次のとおり被保険者証を交付・発送します。

1回目:令和4年7月中旬発送(予定) 有効期限が令和4年9月30日までの被保険者証を発送

2回目:令和4年9月中旬発送(予定) 有効期限が令和5年7月31日までの被保険者証を発送

3. 窓口2割負担の導入にかかる配慮措置の実施について

負担割合が1割から2割に変更となる方は、令和4年10月1日から3年間に限り、1か月の入院医療費を除く外来医療費の自己負担の増加額を3,000円までに抑える措置(配慮措置)が講じられます。

配慮措置の対象となる方のうち、高額療養費の振込先の登録がない方に対して、令和4年9月頃(予定)に高額療養費の支払いのための申請書を郵送します。

4. コールセンターなどの参考情報

今回の制度改正等に関するご質問等は下記のコールセンターにお問合せください。

後期高齢者窓口負担割合コールセンター TEL: 0120-002-719

受付時間 午前9時から午後6時まで(日曜日・祝日は休業です)

山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階

TEL:055-236-5671 FAX:055-235-6373

ホームページ:<http://www.yamanashi-iryokouiki.jp/>